

新旧対照表

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則

新	旧
<p>(排水指定物質)</p> <p>第2条の2 条例第2条第6号に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1)～(26) (略)</p> <p><u>(27) クロロエチレン</u></p> <p><u>(28) 1,4 ジオキサン</u></p> <p><u>(29) フェノール類</u></p> <p><u>(30) 銅及びその化合物</u></p> <p><u>(31) 亜鉛及びその化合物</u></p> <p><u>(32) 鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)</u></p> <p><u>(33) マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)</u></p> <p><u>(34) ニッケル及びその化合物</u></p> <p>(地下浸透禁止物質)</p> <p>第2条の3 条例第2条第7号に規定する規則で定める排水指定物質は、前条第1号から<u>第28号まで</u>に掲げる物質(第26号に掲げる物質にあっては、し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものを除く。)とする。</p> <p>(特定有害物質)</p> <p>第2条の4 条例第2条第8号に規定する規則で定める地下浸透禁止物質は、第2条の2第1号から第25号まで<u>及び第27号</u>に掲げる物質(第5号に掲げる物質にあっては六価クロム化合物に限り、第15号に掲げる物質にあってはシス体に限る。)とする。</p> <p>(水質保全水域への排水の排出の禁止)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第30条第1項に規定する規則で定める排水指定物質は、次に掲げる排水指定物質とする。</p> <p>(1) 前項第1号及び第2号に掲げる水域にあっては、<u>第2条の2第1号から第26号までに掲げる物質(第26号に掲げる物質にあっては、し尿その</u></p>	<p>(排水指定物質)</p> <p>第2条の2 条例第2条第6号に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1)～(26) (略)</p> <p><u>(27) フェノール類</u></p> <p><u>(28) 銅及びその化合物</u></p> <p><u>(29) 亜鉛及びその化合物</u></p> <p><u>(30) 鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)</u></p> <p><u>(31) マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)</u></p> <p><u>(32) ニッケル及びその化合物</u></p> <p><u>(33) 塩化ビニルモノマー</u></p> <p><u>(34) 1,4 ジオキサン</u></p> <p>(地下浸透禁止物質)</p> <p>第2条の3 条例第2条第7号に規定する規則で定める排水指定物質は、前条第1号から<u>第26号まで並びに第33号及び第34号</u>に掲げる物質(第26号に掲げる物質にあっては、し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものを除く。)とする。</p> <p>(特定有害物質)</p> <p>第2条の4 条例第2条第8号に規定する規則で定める地下浸透禁止物質は、第2条の2第1号から第25号までに掲げる物質(第5号に掲げる物質にあっては六価クロム化合物に限り、第15号に掲げる物質にあってはシス体に限る。)とする。</p> <p>(水質保全水域への排水の排出の禁止)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第30条第1項に規定する規則で定める排水指定物質は、次に掲げる排水指定物質とする。</p> <p>(1) 前項第1号及び第2号に掲げる水域にあっては、<u>地下浸透禁止物質</u></p>

新							旧																																																																																												
<p><u>他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものを除く。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(公害が生ずるおそれがないことが明らかな土地の形質の変更)</p> <p>第51条の2 条例第60条第2項の規則で定める土地の形質の変更は、次に掲げる変更とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土壤の掘削を伴う土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 土地の形質の変更を行う土地の土壤に第2条の2第9号から第18号まで、<u>第22号及び第27号</u>に掲げる物質による汚染のおそれがないと認められること。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>別表第9(第33条、第37条関係)</p> <p>公共用水域に排出される排水の規制基準(1)</p> <p>事業所の排水の排水指定物質に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(単位 mg / )</p>							<p>(2) (略)</p> <p>(公害が生ずるおそれがないことが明らかな土地の形質の変更)</p> <p>第51条の2 条例第60条第2項の規則で定める土地の形質の変更は、次に掲げる変更とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土壤の掘削を伴う土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 土地の形質の変更を行う土地の土壤に第2条の2第9号から第18号まで<u>及び第22号</u>に掲げる物質による汚染のおそれがないと認められること。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>別表第9(第33条、第37条関係)</p> <p>公共用水域に排出される排水の規制基準(1)</p> <p>事業所の排水の排水指定物質に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(単位 mg / )</p>																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">物質の種類</th> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="4">甲水域</th> <th colspan="2">乙水域及び海域</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">水質保全湖沼</th> <th colspan="2">水質保全湖沼以外の水域</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>新設の場合</th> <th>新設以外の場合</th> <th>新設の場合</th> <th>新設以外の場合</th> <th>新設の場合</th> <th>新設以外の場合</th> <th>新設の場合</th> <th>新設以外の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものに限る。)</td> <td>アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び</td> <td>アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び</td> <td>アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び</td> <td>アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び</td> <td>アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び</td> <td>アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び</td> <td>アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び</td> <td>アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び</td> </tr> </tbody> </table>							物質の種類	区分		甲水域				乙水域及び海域				水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域				新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものに限る。)	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">物質の種類</th> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="4">甲水域</th> <th colspan="2">乙水域及び海域</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">水質保全湖沼</th> <th colspan="2">水質保全湖沼以外の水域</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>新設の場合</th> <th>新設以外の場合</th> <th>新設の場合</th> <th>新設以外の場合</th> <th>新設の場合</th> <th>新設以外の場合</th> <th>新設の場合</th> <th>新設以外の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものに限る。)</td> <td>アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び</td> <td>アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び</td> <td>アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び</td> <td>アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び</td> <td>アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び</td> <td>アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び</td> <td>アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び</td> <td>アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び</td> </tr> </tbody> </table>							物質の種類	区分		甲水域				乙水域及び海域				水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域				新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものに限る。)	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び
物質の種類	区分		甲水域					乙水域及び海域																																																																																											
			水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域																																																																																														
	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合																																																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																											
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものに限る。)	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び																																																																																											
物質の種類	区分		甲水域				乙水域及び海域																																																																																												
			水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域																																																																																														
	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合																																																																																											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																											
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものに限る。)	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び																																																																																											

新							旧											
	硝酸性窒素の合計量として	硝酸性窒素の合計量として	硝酸性窒素の合計量として	硝酸性窒素の合計量として	硝酸性窒素の合計量として	性窒素の合計量として		硝酸性窒素の合計量として	性窒素の合計量として	硝酸性窒素の合計量として	性窒素の合計量として	硝酸性窒素の合計量として	硝酸性窒素の合計量として					
	100	100	100	100	100	100		100	100	100	100	100	100					
<u>1, 4 ジオキサン</u>	<u>0.5</u>	<u>0.5</u>	<u>0.5</u>	<u>0.5</u>	<u>0.5</u>	<u>0.5</u>		<u>0.5</u>	<u>0.5</u>	<u>0.5</u>	<u>0.5</u>	<u>0.5</u>	<u>0.5</u>					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
<u>1, 4 ジオキサン</u>	<u>0.5</u>	<u>0.5</u>	<u>0.5</u>	<u>0.5</u>	<u>0.5</u>	<u>0.5</u>		<u>0.5</u>	<u>0.5</u>	<u>0.5</u>	<u>0.5</u>	<u>0.5</u>	<u>0.5</u>					
備考 1~11 (略)	12 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。 (1)~(27) (略) <u>(28) 1, 4 ジオキサン</u> <u>環境庁告示第59号付表7に掲げる方法</u> <u>(29) フェノール類</u> 規格K0102の28.1に定める方法 <u>(30) 銅及びその化合物</u> 規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法 <u>(31) 亜鉛及びその化合物</u> 規格K0102の53に定める方法 <u>(32) 鉄及びその化合物</u> 規格K0102の57.2、57.3又は57.4に定める方法 <u>(33) マンガン及びその化合物</u> 規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法 <u>(34) クロム及びその化合物</u> 規格K0102の65.1に定める方法 <u>(35) ニッケル及びその化合物</u> 規格K0102の59に定める方法						備考 1~11 (略)						12 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。 (1)~(27) (略) <u>(28) フェノール類</u> 規格K0102の28.1に定める方法 <u>(29) 銅及びその化合物</u> 規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法 <u>(30) 亜鉛及びその化合物</u> 規格K0102の53に定める方法 <u>(31) 鉄及びその化合物</u> 規格K0102の57.2、57.3又は57.4に定める方法 <u>(32) マンガン及びその化合物</u> 規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法 <u>(33) クロム及びその化合物</u> 規格K0102の65.1に定める方法 <u>(34) ニッケル及びその化合物</u> 規格K0102の59に定める方法 <u>(35) 1, 4 ジオキサン</u> <u>環境庁告示第59号付表7に掲げる方法</u>					
13 (略)	13 (略)						13 (略)											
別表第12の2 (第48条の4 関係)	別表第12の2 (第48条の4 関係)						別表第12の2 (第48条の4 関係)											
土壤の汚染状態の基準	土壤の汚染状態の基準						土壤の汚染状態の基準											
土壤の汚染状態の基準は、次に定めるとおりとする。	土壤の汚染状態の基準は、次に定めるとおりとする。						土壤の汚染状態の基準は、次に定めるとおりとする。											

新	
1 土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準	
特定有害物質の種類	基準値
(略)	(略)
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。

備考 1～3 (略)

2 (略)

3 (略)

別表第16の2 (第92条関係)

事故時における物質

1 (略)

2 水質の汚濁に係る物質

1～6	(略)
7	塩素酸塩
8	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8 オクタクロロ 2, 3, 3 a, 4, 7, 7 a ヘキサヒドロ 4, 7 メタノ 1H インデン (別名クロルデン)
9	過酸化水素
10	カドミウム及びその化合物
11	クロム及びその化合物
12	クロルピクリン
13	クロロエチレン
14～52	(略)

別表第17 (第93条の2 関係)

環境汚染の原因物質及び基準値

1 媒体別分類

(1) 大気

物質	基準値	測定方法
(略)	(略)	(略)

旧	
1 土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準	
特定有害物質の種類	基準値
(略)	(略)
(新規)	(新規)

備考 1～3 (略)

2 (略)

3 (略)

別表第16の2 (第92条関係)

事故時における物質

1 (略)

2 水質の汚濁に係る物質

1～6	(略)
7	塩化ビニルモノマー
8	塩素酸塩
9	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8 オクタクロロ 2, 3, 3 a, 4, 7, 7 a ヘキサヒドロ 4, 7 メタノ 1H インデン (別名クロルデン)
10	過酸化水素
11	カドミウム及びその化合物
12	クロム及びその化合物
13	クロルピクリン
14～52	(略)

別表第17 (第93条の2 関係)

環境汚染の原因物質及び基準値

1 媒体別分類

(1) 大気

物質	基準値	測定方法
(略)	(略)	(略)

新		
<u>クロロエチレン</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(2) 水質		
物質	基準値	測定方法
(略)	(略)	(略)
ほう素	(略)	(略)
<u>1,4 ジオキサ</u>	<u>0.05mg/ℓ 以下</u>	<u>環境庁告示第59号付表7に掲げる方法</u>
(略)	(略)	(略)
備考 1~2 (略)		
(3) 地下水		
物質	基準値	測定方法
(略)	(略)	(略)
<u>クロロエチレン</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
備考 1~3 (略)		
2 物質別分類 (略)		
別表第18 (第93条の5 関係)		
地下水の水質の浄化基準		
特定有害物質の種類	基準値	
(略)	(略)	
<u>クロロエチレン</u>	(略)	
(略)	(略)	
備考 (略)		

旧		
<u>塩化ビニルモノマー</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(2) 水質		
物質	基準値	測定方法
(略)	(略)	(略)
ほう素	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
<u>1,4 ジオキサ</u>	<u>0.05mg/ℓ 以下</u>	<u>環境庁告示第59号付表7に掲げる方法</u>
備考 1~2 (略)		
(3) 地下水		
物質	基準値	測定方法
(略)	(略)	(略)
<u>塩化ビニルモノマー</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
備考 1~3 (略)		
2 物質別分類 (略)		
別表第18 (第93条の5 関係)		
地下水の水質の浄化基準		
特定有害物質の種類	基準値	
(略)	(略)	
<u>塩化ビニルモノマー</u>	(略)	
(略)	(略)	
備考 (略)		

新

第3号様式(第4条、第20条関係)(付表11)(表)(略)

(裏)

項	目	n-ヘキサン抽出物質 (mg/ )				大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )				(mg/ )		(mg/ )	
		鉱油類		動植物油脂		(個/cm <sup>3</sup> )		(mg/ )		(mg/ )		(mg/ )	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
排水処理施設		処理前											
		処理後											
		処理前											
		処理後											
		処理前											
		処理後											
排水口別	A (名称)												
	B (名称)												
	C (名称)												
	D (名称)												
	E (名称)												
	F (名称)												
添付書類	排水量及び汚染状態の算出根拠を明らかにする書類 濃度の算出根拠を明らかにする書類 事業所内における排水口の位置図												

- 備考 1 排水処理施設の欄には、排水を処理する施設のうち、処理した排水を公共用水域に排出する施設であって、付表10に記入する施設を記入してください。  
2 排水口別の欄には、上段は事業所が管理のために付している排水口の名称、記号等を、下段は当該排水口に処理後の排水を排出する排水処理施設の番号(、又は)を記入してください。  
3 合計の欄には、排水口別の排水量の合計を記入してください。  
4 項目の欄に記載のない項目については、次の項目のうち排出のおそれのある項目について記入してください。

カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、クロム及びその化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2ジクロロエタン、1,1ジクロロエチレン、シス1,2ジクロロエチレン、1,1,1トリクロロエタン、1,1,2トリクロロエタン、1,3ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、クロロエチレン、1,4-ジオキサン、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、溶解性鉄及びその化合物、溶解性マンガン及びその化合物並びにニッケル及びその化合物

- 5 添付書類の欄には、添付した書類については内に $\searrow$ 印を記入してください。  
6 事業所内における排水口の位置図には、排水処理施設の番号(、及び)と排水口別の記号(A-F)を記入してください。

旧

第3号様式(第4条、第20条関係)(付表11)(表)(略)

(裏)

項	目	n-ヘキサン抽出物質 (mg/ )				大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )				(mg/ )		(mg/ )	
		鉱油類		動植物油脂		(個/cm <sup>3</sup> )		(mg/ )		(mg/ )		(mg/ )	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
排水処理施設		処理前											
		処理後											
		処理前											
		処理後											
		処理前											
		処理後											
排水口別	A (名称)												
	B (名称)												
	C (名称)												
	D (名称)												
	E (名称)												
	F (名称)												
添付書類	排水量及び汚染状態の算出根拠を明らかにする書類 濃度の算出根拠を明らかにする書類 事業所内における排水口の位置図												

- 備考 1 排水処理施設の欄には、排水を処理する施設のうち、処理した排水を公共用水域に排出する施設であって、付表10に記入する施設を記入してください。  
2 排水口別の欄には、上段は事業所が管理のために付している排水口の名称、記号等を、下段は当該排水口に処理後の排水を排出する排水処理施設の番号(、又は)を記入してください。  
3 合計の欄には、排水口別の排水量の合計を記入してください。  
4 項目の欄に記載のない項目については、次の項目のうち排出のおそれのある項目について記載してください。

カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、クロム及びその化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2ジクロロエタン、1,1ジクロロエチレン、シス1,2ジクロロエチレン、1,1,1トリクロロエタン、1,1,2トリクロロエタン、1,3ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、溶解性鉄及びその化合物、溶解性マンガン及びその化合物、ニッケル及びその化合物

- 5 添付書類の欄には、添付した書類については内に $\searrow$ 印を記入してください。  
6 事業所内における排水口の位置図には、排水処理施設の番号(、及び)と排水口別の記号(A-F)を記入してください。

新

第3号様式（第4条、第20条関係）（付表12）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

地下浸透禁止物質の製造等をする作業に係る施設の構造概要書

製造等をする地下浸透禁止物質の種類	カドミウム及びその化合物	1, 2 - ジクロロエチレン
	シアン化合物	1, 1, 1 - トリクロロエタン
	有機 <sup>ひん</sup> 燐化合物	1, 1, 2 - トリクロロエタン
	鉛及びその化合物	1, 3 - ジクロロプロペン
	クロム及びその化合物	チウラム
	砒 <sup>び</sup> 素及びその化合物	シマジン
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	チオベンカルブ
	ポリ塩化ビフェニル	ベンゼン
	トリクロロエチレン	セレン及びその化合物
	テトラクロロエチレン	ほう素及びその化合物
	ジクロロメタン	ふっ素及びその化合物
	四塩化炭素	アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
	1, 2 - ジクロロエタン	クロロエチレン
	1, 1 - ジクロロエチレン	1, 4 - ジオキサン

地下浸透禁止物質の製造等の作業の概要	
--------------------	--

地下浸透禁止物質の製造等の作業に係る施設の構造	耐性材質で被覆された不透水性材質の床面 防液堤、側溝等流出を防止するための構造
-------------------------	--

有機塩素系溶剤の製造等の作業に係る施設の構造	合成樹脂による床面の被覆等 ステンレス鋼の受け皿等の設置
------------------------	---------------------------------

施設の構造の概要	
----------	--

- 備考 1 のある欄には、該当する 内に<sup>レ</sup>印を記入してください。  
 2 地下浸透禁止物質の製造等の作業の概要の欄には、製造等をする地下浸透禁止物質ごとに、作業の内容を記入してください。  
 3 施設の構造の概要の欄には、構造の概要が分かる図面、写真、設計図等を添付してください。

旧

第3号様式（第4条、第20条関係）（付表12）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

地下浸透禁止物質の製造等をする作業に係る施設の構造概要書

製造等をする地下浸透禁止物質の種類	カドミウム及びその化合物	1, 2 - ジクロロエチレン
	シアン化合物	1, 1, 1 - トリクロロエタン
	有機 <sup>ひん</sup> 燐化合物	1, 1, 2 - トリクロロエタン
	鉛及びその化合物	1, 3 - ジクロロプロペン
	クロム及びその化合物	チウラム
	砒 <sup>び</sup> 素及びその化合物	シマジン
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	チオベンカルブ
	ポリ塩化ビフェニル	ベンゼン
	トリクロロエチレン	セレン及びその化合物
	テトラクロロエチレン	ほう素及びその化合物
	ジクロロメタン	ふっ素及びその化合物
	四塩化炭素	アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
	1, 2 - ジクロロエタン	塩化ビニルモノマー
	1, 1 - ジクロロエチレン	1, 4 - ジオキサン

地下浸透禁止物質の製造等の作業の概要	
--------------------	--

地下浸透禁止物質の製造等の作業に係る施設の構造	耐性材質で被覆された不透水性材質の床面 防液堤、側溝等流出を防止するための構造
-------------------------	--

有機塩素系溶剤の製造等の作業に係る施設の構造	合成樹脂による床面の被覆等 ステンレス鋼の受け皿等の設置
------------------------	---------------------------------

施設の構造の概要	
----------	--

- 備考 1 のある欄には、該当する 内に<sup>レ</sup>印を記入してください。  
 2 地下浸透禁止物質の製造等の作業の概要の欄には、製造等をする地下浸透禁止物質ごとに、作業の内容を記入してください。  
 3 施設の構造の概要の欄には、構造の概要が分かる図面、写真、設計図等を添付してください。

新

第18号様式の3（第40条の4関係）（付表1）（表）（用紙 日本工業規格A4縦長型）  
化学物質の管理状況

	名称	排出を開始した年	排出施設の名称
排煙指定物質	カドミウム及びその化合物		
	塩素		
	塩化水素		
	フッ素、弗化水素及び弗化珪素		
	鉛及びその化合物		
	アンモニア		
	シアン化合物		
	窒素酸化物		
	二酸化硫黄		
	硫化水素		
	カドミウム及びその化合物		
	シアン化合物		
	有機燐化合物		
排水指定物質	鉛及びその化合物		
	クロム及びその化合物		
	砒素及びその化合物		
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		
	ポリ塩化ビフェニル		
	トリクロロエチレン		
	テトラクロロエチレン		
	ジクロロメタン		
	四塩化炭素		
	1,2-ジクロロエタン		
	1,1-ジクロロエタン		
	1,2-ジクロロエタン		
	1,1,1-トリクロロエタン		
	1,1,2-トリクロロエタン		
	1,3-ジクロロプロパン		
	チウラム		
	シマジン		
	チオベンカルブ		
	ベンゼン		
	セレン及びその化合物		
	ほう素及びその化合物		
	ふっ素及びその化合物		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		
	— クロロエチレン		
	— 1,4-ジオキサン		
	— フェノール類		
	— 銅及びその化合物		

旧

第18号様式の3（第40条の4関係）（付表1）（表）（用紙 日本工業規格A4縦長型）  
化学物質の管理状況

	名称	排出を開始した年	排出施設の名称
排煙指定物質	カドミウム及びその化合物		
	塩素		
	塩化水素		
	フッ素、弗化水素及び弗化珪素		
	鉛及びその化合物		
	アンモニア		
	シアン化合物		
	窒素酸化物		
	二酸化硫黄		
	硫化水素		
	カドミウム及びその化合物		
	シアン化合物		
	有機燐化合物		
排水指定物質	鉛及びその化合物		
	クロム及びその化合物		
	砒素及びその化合物		
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		
	ポリ塩化ビフェニル		
	トリクロロエチレン		
	テトラクロロエチレン		
	ジクロロメタン		
	四塩化炭素		
	1,2-ジクロロエタン		
	1,1-ジクロロエタン		
	1,2-ジクロロエタン		
	1,1,1-トリクロロエタン		
	1,1,2-トリクロロエタン		
	1,3-ジクロロプロパン		
	チウラム		
	シマジン		
	チオベンカルブ		
	ベンゼン		
	セレン及びその化合物		
	ほう素及びその化合物		
	ふっ素及びその化合物		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		
	— フェノール類		
	— 銅及びその化合物		
	— 亜鉛及びその化合物		
	— 鉛及びその化合物（溶解性のものに限る。）		



新

(裏)

名称	排出を開始した年	排出施設の名称
<del>亜鉛及びその化合物</del>		
<del>鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)</del>		
<del>マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)</del>		
<del>ニッケル及びその化合物</del>		
名称	使用期間	現況における使用の有無
カドミウム及びその化合物	年～年	有 無
シアン化合物	年～年	有 無
有機 <sup>りん</sup> 化合物	年～年	有 無
鉛及びその化合物	年～年	有 無
六価クロム化合物	年～年	有 無
砒 <sup>び</sup> 素及びその化合物	年～年	有 無
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	年～年	有 無
ポリ塩化ビフェニル	年～年	有 無
トリクロロエチレン	年～年	有 無
テトラクロロエチレン	年～年	有 無
ジクロロメタン	年～年	有 無
四塩化炭素	年～年	有 無
1,2-ジ <sup>クロロ</sup> エタン	年～年	有 無
1,1-ジ <sup>クロロ</sup> エタン	年～年	有 無
1,2-ジ <sup>クロロ</sup> エタン(シス体に限る。)	年～年	有 無
1,1,1-トリ <sup>クロロ</sup> エタン	年～年	有 無
1,1,2-トリ <sup>クロロ</sup> エタン	年～年	有 無
1,3-ジ <sup>クロロ</sup> プロパン	年～年	有 無
チウラム	年～年	有 無
シマジン	年～年	有 無
チオベンカルブ	年～年	有 無
ベンゼン	年～年	有 無
セレン及びその化合物	年～年	有 無
ほう素及びその化合物	年～年	有 無
<del>ふっ素及びその化合物</del>	<del>年～年</del>	<del>有 無</del>
<del>クロロエチレン</del>	<del>年～年</del>	<del>有 無</del>
ベンゼン	年～年	有 無
トルエン	年～年	有 無
キシレン	年～年	有 無
トリクロロエチレン	年～年	有 無
テトラクロロエチレン	年～年	有 無
ジクロロメタン	年～年	有 無
ホルムアルデヒド	年～年	有 無
フェノール	年～年	有 無

- 備考 1 のある欄には、該当する 内に<sup>レ</sup>印を記入してください。
- 2 有機<sup>りん</sup>化合物は、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限ります。
- 3 排出施設の名称の欄には、排出する施設が複数ある場合は、全ての施設の名称を記入してください。
- 4 使用期間の欄には、記録上判明している期間を記入してください。

旧

(裏)

名称	排出を開始した年	排出施設の名称
<del>マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)</del>		
<del>ニッケル及びその化合物</del>		
<del>塩化ビニルモノマー</del>		
<del>1,4-ジオキサン</del>		
名称	使用期間	現況における使用の有無
カドミウム及びその化合物	年～年	有 無
シアン化合物	年～年	有 無
有機 <sup>りん</sup> 化合物	年～年	有 無
鉛及びその化合物	年～年	有 無
六価クロム化合物	年～年	有 無
砒 <sup>び</sup> 素及びその化合物	年～年	有 無
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	年～年	有 無
ポリ塩化ビフェニル	年～年	有 無
トリクロロエチレン	年～年	有 無
テトラクロロエチレン	年～年	有 無
ジクロロメタン	年～年	有 無
四塩化炭素	年～年	有 無
1,2-ジ <sup>クロロ</sup> エタン	年～年	有 無
1,1-ジ <sup>クロロ</sup> エタン	年～年	有 無
1,2-ジ <sup>クロロ</sup> エタン(シス体に限る。)	年～年	有 無
1,1,1-トリ <sup>クロロ</sup> エタン	年～年	有 無
1,1,2-トリ <sup>クロロ</sup> エタン	年～年	有 無
1,3-ジ <sup>クロロ</sup> プロパン	年～年	有 無
チウラム	年～年	有 無
シマジン	年～年	有 無
チオベンカルブ	年～年	有 無
ベンゼン	年～年	有 無
セレン及びその化合物	年～年	有 無
ほう素及びその化合物	年～年	有 無
<del>ふっ素及びその化合物</del>	<del>年～年</del>	<del>有 無</del>
ベンゼン	年～年	有 無
トルエン	年～年	有 無
キシレン	年～年	有 無
トリクロロエチレン	年～年	有 無
テトラクロロエチレン	年～年	有 無
ジクロロメタン	年～年	有 無
ホルムアルデヒド	年～年	有 無
フェノール	年～年	有 無

- 備考 1 のある欄には、該当する 内に<sup>レ</sup>印を記入してください。
- 2 有機<sup>りん</sup>化合物は、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限ります。
- 3 排出施設の名称の欄には、排出する施設が複数ある場合は、全ての施設の名称を記入してください。
- 4 使用期間の欄には、記録上判明している期間を記入してください。